

**(不法行為)工作物責任 H13-10-3 <<#364>>****【問】 正誤をつけよ。**

甲建物の占有者である(所有者ではない。)Aは、甲建物の壁が今にも剥離しそうであると分かっていたのに、甲建物の所有者に通知せず、そのまま放置するなど、損害発生の防止のため法律上要求される注意を行わなかった。そのために壁が剥離して通行人Bが死亡した。Bの相続人は、Aに対しては損害賠償請求ができるが、甲建物の所有者に対しては、損害賠償請求ができない。

**【答え】 正しい****《ポイント》 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任**

土地の**工作物**の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その**工作物の占有者**は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、**占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。**  
(民法 717 条 1 項)